

## 29. 会員処分規程

2023年6月5日  
規 第29号

### (目的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）倫理規程第5条第5項に基づき、会員に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

### (違反行為)

第2条 会員として遵守する義務のある倫理規程第4条に違反する行為をいう。

### (処分の種類、内容)

第3条 前条に定める違反行為を行った事実をもって当該会員を処分の対象（以下「処分対象者」という。）とする。

2 処分対象者に科す処分の種類と内容は、次の通りとする。

#### (1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。

#### (2) 厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は会員資格停止となることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

#### (3) 会員資格停止

文書での通知を以て、一定期間会員資格を停止する。資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

#### (4) 無期限の会員資格停止

文書で通知を以て、無期限の会員資格を停止する。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。また、総会において除名または会員資格停止の期限の審議を行うものとする。

### (処分の決定に係る基本的な考え方)

第4条 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

2 処分内容を決定するに当たっては、処分対象者へ弁明の機会を提供した上で、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

3 前2項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

4 処分は、別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

5 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、本条第1項、第2項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(再教育プログラム)

第5条 「会員資格停止」・「除名」処分を受けた者（停止期間は問わない）で会員資格を回復しようとする者は、再教育プログラム（反省文の提出、倫理に関する研修等）を受講し、修了しなければならない。

2 再教育プログラムの受講について、「会員資格停止」・「除名」処分を受けた者にあっては、処分効力発生日から資格停止期間の3分の1の期間を経過した後に、協会に対して申込をおこなうことができる。

3 再教育プログラムの受講申込があった場合は、理事会で受講の可否を判断し、受講を認める場合は、処分内容に応じた標準例を示した別表に基づき、その内容を決定する。

4 再教育プログラムの修了判定については、理事会で決定する。

(処分期間の取扱い)

第6条 「会員資格停止」・「除名」処分を受けた者で再教育プログラムを受講・修了した者から当初の資格停止期間の短縮の申し出があったときは、理事会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮の上で審議して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当該期間を短縮することができる。

2 「会員資格停止」処分の効力は、資格停止の期限が処分対象者の資格有効期限以降の期日であっても、資格停止期限まで及ぶものとする。

(規定の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会及び総会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2023年6月5日より施行する。

## 会員処分規程 別表

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	会員資格停止 6か月
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	会員資格停止 12か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）</p> <p>⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等</p> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかつた	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかつた	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	会員資格停止 12か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）      ②加害者の地位・立場、被害者との関係      ③加害者の人数      ④違反行為による結果や影響      ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）      ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）      ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯      ⑧被害者の言動、態度等      ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素      加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。</p> <p>○軽減要素      真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p> <p>【本基準を準用しうる類似事案】      指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	会員資格停止 12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	会員資格停止 24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかつた	会員資格停止 12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	会員資格停止 24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者的心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	厳重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	会員資格停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 不適切な指導であることを知りながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っているながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	会員資格停止 12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	会員資格停止 24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	無期限の会員資格停止
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）          ②加害者の地位・立場          ③加害者の人数          ④違反行為による結果や影響          ⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）          ⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯          ⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素          不適切な経理処理であることを知っているながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等。</p> <p>○軽減要素          真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	